

2025年5月23日 臨時理事会議事録（抄）

学校法人 同志社

1. 日 時 2025年5月23日(金) 17時58分～19時47分
 2. 会 場 京都市上京区今出川通烏丸東入ル玄武町601番地
同志社有終館
 3. 出席者 理事15名中14名出席（全員オンライン会議による参加）
八田英二 小原克博 川崎清史 瀧 英次 阪田真己子
新 茂之 木原活信 南野紫乃 中村友二 西山啓一
山川寛之 山下智子 田端信廣 吉岡康博
監事3名中3名出席（全員オンライン会議による参加）
大井成夫 山下泰生 百合野正博
 4. 欠席者 井上礼之
 5. 開会挨拶 八田英二 理事長
 6. 永眠者記念黙祷 (略)
 7. 開会祈祷 (略)
 8. 議 事 八田理事長が議長となって開会、議事をすすめた。報告、協議及び懇談の要旨は以下のとおりである。
 9. 議事録署名人選定の件
議長が本議事録の署名人として下記理事及び監事を指名、出席者一同異議なくこれを了承した。
- 記
- | | | | | | |
|------|----|------|----|-------|----|
| 木原活信 | 理事 | 吉岡康博 | 理事 | | |
| 大井成夫 | 監事 | 山下泰生 | 監事 | 百合野正博 | 監事 |
10. 役員外入場者
議長から役員外の下記諸氏が本会場（オンライン会議）に入ることの承認を得たいとの要請があり、出席者一同異議なくこれを承認した。
- 記
(略)
11. 報 告
 - 11.9 学校法人同志社役員の報酬等規程の件
理事長から標記について別紙配付資料のとおり報告があり、法人事務部長から補足説明があつて、出席者一同これを了承した。
 - 11.10 学校法人同志社評議員の報酬等規程の件
理事長から標記について別紙配付資料のとおり報告があり、法人事務部長から補足説明があつて、出席者一同これを了承した。
- (その他報告事項 (略))
12. 協 議 (略)
 13. 懇 談 (略)

以 上

上記の議事録に相違ないことを証し署名押印する。

2025年5月23日

学校法人 同志社

理事会

理事長・議長	八 田	英 二	ⓐ
理 事	吉 岡	康 博	ⓑ
理 事	木 原	活 信	ⓒ
監 事	大 井	成 夫	ⓓ
監 事	山 下	秦 生	ⓔ
監 事	百 合 野	正 博	ⓕ

上記は原本と相違ないことを証します。

令和7年6月28日

学校法人 同志社

理事長 八 田 英 二

学校法人同志社役員報酬等規程

2020年4月1日
制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人同志社寄附行為第60条第1項の規定に基づき、学校法人同志社（以下「この法人」という。）の役員報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員とは、理事及び監事をいう。
- (2) 常勤の役員とは、この法人において勤務することが常態である者をいう。
- (3) 非常勤の役員とは、常勤の役員以外の者をいう。
- (4) 役員報酬等とは、報酬（次条第2項、第3項及び第4項に定める手当等を含む。）、賞与、退任慰労金、退任時記念品その他の役員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、この役員報酬等には、同志社給与規程に基づきこの法人の教職員に対して支給されるものを含まない。
- (5) 費用とは、役員としての職務執行に伴い生じる旅費（交通費、宿泊費等）及び手数料等の経費をいう。

(報酬等の支給)

第3条 役員に対する報酬及び賞与の金額は、別表1及び別表2のとおりとする。

- 2 この法人の教職員以外の役員である総長、理事長、常務理事及び常勤の監事が、通勤のための交通機関の利用を常例とし、その運賃を負担する場合は、別表1に定める役員に対する報酬等に加えて、通勤手当を支給する。
- 3 前項の役員が日本私立学校振興・共済事業団の加入者である場合、日本私立学校振興・共済事業団掛金の一部を支給する。
- 4 非常勤の監事には、別表1に定める役員に対する報酬に加えて、学校法人同志社寄附行為第30条（同条第1項第3号を除く。）に係る業務に対して、別表2に定める勤務手当を支給する。

第4条 総長、理事長、常務理事及び常勤の監事には、退任時に退任慰労金を支給する。

- 2 退任慰労金の支給額は、在任1年につき退任時の月額報酬額とする。ただし、在任年数が3年以上の場合は、在任1年につき退任時の月額報酬額の倍額を支給額とする。
- 3 在任年数の計算は、役員就任日から退任日までとし、1年未満の端数がある場合は、月単位で計算する。ただし、在任中にこの法人の専任教職員であった期間については、2分の1して在任年数を計算する。
- 4 第1項の役員を除く役員には、退任慰労金を支給しない。

(報酬等の支給方法)

第5条 役員に対する報酬等は、全額を通貨で直接役員に支払う。ただし、法令に定めるものは控除する。

- 2 前項の報酬等は、原則として本人の銀行口座に振り込む方法で支給する。

(報酬等の支給時期)

第6条 役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて、当該各号に定める時期とする。

- (1) 役員に対する報酬は、原則として毎月25日にその月分を支給する。ただし、第3条第2項及び第4項に定める手当は、毎月25日に前月分を支給する。
- (2) 役員に対する賞与は、夏期は6月、冬期は12月に支給する。
- (3) 退任慰労金は、退任後速やかに支給する。

- 2 前項の役員に対する報酬等の支給日が休日又は土曜日に当たるときは、その直前の平日に繰り上げる。

(費用)

第7条 役員には、旅費規程に準じて、旅費を支給する。

- 2 役員が職務執行に当たって旅費以外の費用を要する場合は、当該費用を支給する。

(報酬等の日割計算)

第8条 月の途中における就任、退任又は解任の場合の役員に対する報酬等の額は、その月の総日数を基礎として、日割りによって計算する。

2 前項の規定にかかわらず、死亡による退任の場合は、その月分を全額支給する。

(端数の処理)

第9条 報酬等の計算に関し円未満の端数を生じたときは、これを切り上げ円位に止める。

(公表)

第10条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第100条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(事務)

第11条 この規程に関する事務は、法人部法人事務部法人事務室が行う。

(改廃)

第12条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会において決定する。

附 則

この規程は、2020年4月1日から施行する。

附 則

1 この規程は、2022年7月1日から施行する。

2 第6条第1項第1号の規定にかかわらず、2022年5月分の通勤手当及び勤務手当は、2022年6月分とあわせて2022年7月分報酬で支給する。

附 則

この規程は、2025年4月1日から施行する。

別表1

適用者		報酬 (月額)	賞与	年額 (報酬+賞与)
総長	この法人の教職員	300,000円		3,600,000円
	上記以外の者	1,100,000円	夏期 2,750,000円 冬期 4,050,000円	20,000,000円
理事長	この法人の教職員	300,000円		3,600,000円
	上記以外の者	1,100,000円	夏期 2,750,000円 冬期 4,050,000円	20,000,000円
総長 (理事長兼務)	この法人の教職員	450,000円		5,400,000円
	上記以外の者	1,300,000円	夏期 3,250,000円 冬期 4,750,000円	23,600,000円
常務理事	この法人の教職員	150,000円		1,800,000円
	上記以外の者	500,000円		6,000,000円
常勤の監事		300,000円		3,600,000円
上記以外の役員		30,000円		360,000円

※この法人の教職員以外の役員である総長、理事長、常務理事及び常勤の監事については、別表1に加えて、第3条第2項及び第3項に定める手当等を別途支給する。

別表2

半日 (4時間以内)	日額 15,000円
終日 (4時間を超える場合)	日額 30,000円

学校法人同志社評議員の報酬等規程

2025年3月29日
制定

(趣旨)

第1条 この規程は、学校法人同志社寄附行為第60条第1項の規定に基づき、学校法人同志社評議員（以下「評議員」という。）の報酬等に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 この規程において、評議員の報酬等とは、報酬その他の評議員としての職務執行の対価として受ける財産上の利益であって、その名称の如何を問わない。ただし、この評議員の報酬等には、同志社給与規程に基づき学校法人同志社（以下「この法人」という。）の教職員に対して支給されるものを含まない。

(報酬等の支給)

第3条 評議員に対する報酬の金額は、年額6万円とする。

2 評議員には、退任時に慰労金は支給しない。

(就任、退任時等の報酬等)

第4条 年の途中における就任、退任又は解任の場合の評議員に対する報酬等の金額は、年額6万円を月割りによって計算する。

2 月の途中における就任、退任又は解任の場合の評議員に対する報酬等の金額は、その月の総日数を基礎として、日割りによって計算する。

3 前項の規定にかかわらず、死亡による退任の場合は、その月分を全額支給する。

(報酬等の支給方法)

第5条 評議員に対する報酬等は、全額を通貨で評議員に直接支給する。ただし、法令に定めるものは控除する。

2 前項の報酬等は、原則として本人名義の金融機関口座に振り込む方法で支給する。

(報酬等の支給時期)

第6条 評議員に対する報酬等は、毎年7月1日から翌年6月30日までの12か月分を、翌年7月25日（金融機関の休業日に当たるときは、その直前の営業日。以下同じ）に一括して支給する。

2 評議員が当年6月30日までに就任する場合は、就任日から当年6月30日までの分を当年7月25日に支給する。

3 評議員が当年7月1日から翌年6月30日までに退任する又は解任される場合は、退任日又は解任日の翌月25日に、当年7月から退任日の属する月までの月数分（ただし、第4条第2項により、退任日又は解任日の属する月は当該日までの日割りとする。）を一括して支給する。

(旅費)

第7条 評議員には、評議員会への出席に対し、報酬等とは別に旅費規程に準じて、旅費（交通費、宿泊費等）を支給する。ただし、教職員において旅費規程上の通勤手当と交通費の乗車区間が重複する場合は、その区間の交通費は支給しない。

(端数の処理)

第8条 報酬等の計算に関し円未満の端数を生じたときは、これを切り上げるものとする。

(公表)

第9条 この法人は、この規程をもって、私立学校法第100条第1項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(事務)

第10条 この規程に関する事務は、法人部法人事務部法人事務室が行う。

(改廃)

第11条 この規程の改廃は、評議員会の意見を聴いたうえで、理事会において決定する。

附 則

- 1 この規程は、2025年4月1日から施行する。
- 2 2025年3月31日までに評議員に就任し、同年4月1日時点で継続して評議員に就任している者及び2025年定時評議員会の終結の時から前任者の補欠の評議員として選任された者については、その退任時又は解任時に慰労金として10万円を支給することとし、第3条第1項に規定する年額報酬を支給しない。ただし、在任期間が1年未満の場合は、慰労金はその2分の1とする。
- 3 前項の評議員が重任された場合は、その重任直前の任期満了時に前項に基づく慰労金を支給した上で、その後は第3条第1項に規定する年額報酬を支給するものとし、慰労金は支給しない。